

平成28年2月定例会 県土整備委員会（付託）

平成28年3月4日（金）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

井川委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時23分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第70号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第73号 平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

なし

黒石危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料（その3）により、御説明を申し上げます。資料の1ページをお開きください。

まず、平成27年度一般会計・特別会計補正予算についてでございます。

一般会計補正予算の総額は、最下段計の欄から2列目に記載のとおり、7億9,892万円の増額補正をお願いするものでございます。補正後の予算額は79億7,729万3,000円となっております。

後ほど御説明させていただきますが、補正の主なものといたしまして、命を守るための大規模災害対策基金に9億8,700万円を積み戻すものでございます。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

特別会計補正予算についてであります。

都市用水水源費負担金特別会計といたしまして、最下段計の欄から2列目に記載のとおり、80万5,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額は3,221万2,000円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

課別に、補正の主な事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

環境衛生総務費の摘要欄①の給与費において組織改編による人員増、生物多様性担当追加に伴う増額などによりまして、危機管理政策課全体で3,902万9,000円の増額補正を計上いたしております。

4ページをお開きください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

財政管理費の摘要欄①、命を守るための大規模災害対策基金積立金では、平成27年度12月補正、及び平成28年度当初予算において、事前の防災減災対策として必要な事業に対し、基金を活用したことに伴いまして、9億8,700万円を基金に積み戻すための増額をお願いするものでございます。

また、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費では、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業における補助金の精算や、戦略的災害医療プロジェクト推進事業における事業内容の一部見直しによる減額などによりまして、とくしまゼロ作戦課全体で8億215万9,000円の増額補正を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費では、消防救急デジタル無線改修業務における入札の請け差によります減額などによりまして、消防保安課全体で2,705万4,000円の減額補正を計上いたしております。

6ページをお開きください。

安全衛生課でございます。

食品衛生指導費の摘要欄②、乳肉衛生管理指導費では、国庫の確定による事業費の減額などによりまして安全衛生課全体で316万6,000円の減額補正を計上いたしております。

続いて7ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計では、早明浦ダム、及び、旧吉野川河口堰の管理に関する負担金の精算によりまして、80万5,000円の減額補正を計上いたしております。

8ページをお開きください。

生活安全課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①、消費者行政推進費において、市町村への補助金額の確定による減額などによりまして、生活安全課全体で1,204万8,000円の減額補正を計上いたしております。

続いて9ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

まず、とくしまゼロ作戦課では、防災対策指導費として、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業において、市町村が実施する一部の事業で工事等の遅れによりまして年度内の完成が見込めないことから、その補助金3,600万円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、消防保安課についてでございます。

航空消防防災体制運営費につきましては、消防防災ヘリコプター搭載無線改修業務に關しまして、搭載する無線の製造・調達に不測の日時を要したことなどによりまして、4,924万8,000円について繰越しをお願いするものでございます。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

以前も防災センターの津波浸水対策ということで一度お尋ねさせていただきました。その後、私も一回行きたいなと思っておるんですけども、まだ行っておりませんので、最近どのように進捗しておるのか、そして完成はいつ頃かお尋ねいたします。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま喜多委員から、本年度防災センターの浸水対策モデル事業の進捗状況について御質問を頂きました。この防災センター浸水対策モデル事業につきましては、本館部分に約1メートルの津波浸水をした場合の防護ということで、玄関入口のところに止水シートを張るような工事をしております。現在、これは止水シートを発注し、工場から取り寄せしておるところでございます。3月12日の竣工に向けまして設置工事を行っているところでございます。

喜多委員

私も早く行きたいなと思っておりますけれども、あれはどんなのだったかな、支柱を立てて何か張るような仕組みになっておったんですか。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま、この止水シートの張り方につきまして御質問を頂きました。これは、防災センターの入口のところにもともと建物の柱がございまして、その柱の間に止水シートを張っていくものになります。ですので、合計の総延長は40メートルほどになるのですが、まず柱の間ということでございますので、それぞれが長いものでも6メートル程度ということになります。

こうした場合に6メートルの幅がありますシートにつきまして、大体1メートルごとに

縦の支柱を立てまして、なおかつその支柱間を横のバーで押さえるというような形になりますので、幅6メートル、高さ1メートルぐらいのシートでございますけれども、その間にはそれぞれ縦の支柱が張られ、また横のバーで押さえるという形で強度も持たせてございます。

喜多委員

そうしたら、いつもは外しておいて、災害時に支柱を立ててシートを置くような格好になるような感じですか。

野々瀬防災人材育成センター所長

今、止水シートの使用方法について御質問を頂きました。委員のおっしゃいますとおり、ふだんは防災センターの入口部分、地下に埋設しておりますので、大津波警報等が出た場合に埋設している部分を引き出しましてシートを張ると、そういった形になります。

喜多委員

そうしたら、設置組立ては職員の誰がするようになるんですか。

野々瀬防災人材育成センター所長

止水シートの設置組立てを誰が担うかということでございますけれども、こちらにつきましては私ども防災人材育成センター職員約20名、それから防災センターの受け付け案内、これは通常3名程度おります。それと、消防学校を併設ということになりますので、学校に入校時であれば夜でも消防士の方にも手伝っていただきながら、基本は職員、そして発生時によりましては消防学校入校生、そちらの方にも手伝っていただくということで、これから止水シートの工事が済みましたら、何度か職員で訓練を重ねまして、実際にかかる時間ですとか隘路とかを検証してまいりまして、速く設置ができるようにということで訓練をしてまいりたいと存じます。

喜多委員

万一のときに慌てないようにしっかりと準備をしていただきたいと思います。

それと、危機管理部とはちょっとずれますけれども、今回、徳島東署がPFIで事業がされるということの発表がありました。まだ具体的には全然これからということでもありますけれども、単なる東署だったら危機管理部では全然関係ないんですけれども、この説明によりまして新事業で新防災センターということで括弧書きして徳島東署施設整備PFIアドバイザー事業ということで、治安防災の新中核拠点、徳島東警察署を核とした新防災センターの整備ということで、北側の防災センターに併せて市内中心部で新しい防災センターを考えておる段階かもわかりません。あくまでも主が東署で、括弧書きが新防災センターだったらそれもいいかと思うんですけれども、メインが新防災センターになってお

るといふことの来年度の予算といふことで、調査費だけですけれども、この予算では1,300万円といふことになっております。防災センターが危機管理部との関係といふか、まだこの企画は全然聞いていないかもわからないし、積極的に関わっておるかもわからないし、一般的には防災センターといふことが主といふことになっておりますけれども、今、どのような状態に進んでおるのか、そして今後、どのように東署と防災センターとがセットになった事業が進められていくのか、お尋ねいたします。

森とくしまゼロ作戦課企画幹

ただいま、委員から徳島東警察署新防災センターの機能、あるいは今後の在り方についての御質問でございますが、徳島東警察署の移転整備につきましては警察本部の所管ではございますが、現在伺ったところによりますと平成27年3月にとりまとめられた徳島東警察署庁舎整備構想を踏まえ、平時は県警察のセンター署としての治安維持機能のほか、近い将来、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模災害にも的確に対応できるよう、最高水準の耐震性の確保、あるいは津波浸水に対する配慮、災害時における電力給水の確保などの警察機能を維持するための設備の整備など、災害時の建築整備の機能維持のほか、防災拠点である警察本部庁舎や県本庁舎が大規模災害時に被災して機能できない場合に、代替施設として活用すべく検討が進められていると伺っております。ただ、今後調査費等につきまして、現在調査をいたしておると県警の本部ではそういったふうに伺っておりますが、いずれにいたしましても今後も県民の安全安心に資する庁舎となるよう、県警察と情報共有を図って連携を密にしていましてまいるといふところでございます。

喜多委員

よくわかりましたと言いたいけれども、本体はやっぱり東署であって、万一のときに防災センターとして使えるといふことですか。

森とくしまゼロ作戦課企画幹

ただいま、委員から平時は警察署として、大規模災害発災時には防災センターとしてという御質問でございますが、平時は徳島東警察署として治安維持のために活動するといふことで、ただ、大規模災害発災時には県の防災の新中核拠点としても活用できるといふことをお伺いしております。

喜多委員

繰り返しになって悪いんだけど、そうしたらいつもは危機管理部といふか、防災センターの職員といふか機能といふのはゼロなんですか。こういうことでいたらここも防災センター、どこも建物全部が防災センターという理屈になるんだけど。県の施設はほかの施設も南もどこもだけど、皆さんに意見を言っても仕方がないかもわからんけど、あくまでも県の施設といふのは全部防災施設になるという認識があるんですけれども、防災セン

ターの万一に備えてだけだったら、ちょっと何かずれておるといふ感じがあるんですけども、どうなのですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

県有施設が防災拠点ということと、今回の新東署の機能の差異についての御質問でございます。今回の新防災センターと言っておりますのは、例えば、北島町の防災センター、これは被災時には県と同じような無線の指令塔というのを持っております。ほかの県有施設というものは無線の通信の機能の拠点はそれぞれ県民局なんかは入れておるんですけども、それよりも更に機能の高いものを北島町の防災センターは入れておまして、そういうふうには本庁舎の代替機能というものを持たせることができるという意味での防災センターということになります。

施設としては、これから県警本部と詳細を詰めていかないといけないと思うんですけども、県庁舎、止水板等の工事はしておりますけれども、万が一使えなくなった場合の代替機能というものを果たしていただけるようなそういう通信でありますとか、情報共有でありますとか、そういうふうな部分の運用ができる環境、これを整備していただくような方向でこれから調整していきたいと考えております。

喜多委員

ということは、今年はこの調査費だけですけども、来年か再来年に予算も危機管理部で持つということになるんですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

これは、あくまでも整備に関しましては県警本部さんの中で、その機能についての運用の在り方というものについて一緒に連携をさせていただくという趣旨であります。

喜多委員

まあいいでしょう。どっちにしたってこの名称からしても新防災センターというのが中心というような表現でありますので、代替施設ということも理解できます。しっかりとこれから取り組んで、要は県民の命が失われることがないようなことでやってほしいと思います。

余談になりますけれども、3月11日、もうすぐですけども、東日本大震災から5年ということで、いまだに行方不明も含めて2万人の人が犠牲になっております。徳島で発生しましたときにはこの2万人がゼロになるように、これから黒石部長をはじめ、皆さん方が一体になって取り組んでいただきたいなと思います。これも載っておりますようにゼロ作戦地震対策行動計画案ということで、南海トラフだけではなく活断層地震対策ということも含めてゼロを目指すということになっております。本当に神戸も誰もが予想しなかったような場所で直下型の地震があつて、あれは6,500人ぐらいの犠牲者が出ました。また、

東日本大震災にしても前から起こる可能性もあるなど言っていたものの、突然に、地震だから突然ですけれども発生したということがあります。徳島にしてもこれにもいろいろ懇切に書いてありますけれども、どのような形態でどのような場所で発生するかもわからないということで、南の方が津波が起こったらすぐに、徳島が半時間とか、防災センターの方は1時間とか2時間とか言われておりますけれども、発生する場所も決まっていなんですよね。南になるかもわからないし、もうちょっと北へ寄るかもわからないという中で、本当に地震ばかりはいつどこでどのような格好で起こるかわからないという中で、東日本大震災、そして阪神淡路大震災のような格好とは多分異にして地震というのは発生しますので、是非とも万全の体制ということはできませんけれども、できる限りの体制をとって備えていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

それと、防災に関してですけれども、防災ヘリ、今度、いくらか金額が上がっておりますけれども、もしわかったら結構ですけれども、去年とか一昨年とかの防災ヘリの出動件数とか、出動状況についてお尋ねいたします。

釣井消防保安課長

ただいま、委員から消防防災ヘリコプターの出動実績ということでの御質問でございます。平成27年度4月から先月2月末までの11か月間の実績ということで御報告をさせていただきます。出動件数につきましてはちょうど200件ございまして、このうちおおまかな内訳としましては病院間の転院搬送などの救急搬送、これが33件、このうち今年度は香川県への応援ということで高松市内と小豆島の間での転院搬送という形が33件中22件というふうな形になってございます。

それから、先月末も美馬市の穴吹町で女性の方が一時遭難されたという事案がございましたけれども、そういった行方不明者の捜索とか山岳地帯での救助、そういったことが活動が27件、それから昨年10月には那賀町で大規模な林野火災がございました。そういった林野火災の対応などが12件、それから残る100件余りが日々の訓練というふうな活動でございます。

それから、平成10年6月から運航しておりますけれども、トータルの活動件数、出動件数が3,767件というふうな形になってございます。

喜多委員

余り時間がないということで、これからもこの新しい防災ヘリが有効に、余り出動せん方がいいんですけれども、万一に備えて体制を整えていただきたいなと思えます。

もう一つ、エシカル消費ということで今回出されました。エシカルという言葉自体が難しいというか、わかりにくい言葉でありますけれども、いろいろ事業自体はすごいいいことだと思えます。これを今後どう進めていくか、エシカルの言葉も含めて簡単に説明をお願いします。

小椋生活安全課長

ただいま、エシカルとは何か、そしてエシカルをどのように進めていくのかという御質問かと存じます。まず、エシカル消費でございますが、これにつきましては地球環境や社会問題の解決に貢献することができる商品を購入の方に買っていただくことで、消費者目線から問題解決を図っていかうとする消費運動でございます。この運動の発祥はイギリスとも言われており、最近では2012年のロンドンオリンピックで製品やサービスの調達で、例えば会場を造る木材は森林の認証材とか、それから選手村で供される食品とかについてはフェアトレードとか有機栽培とか、持続可能な認証品を使うなど、いわゆる環境や社会に配慮したものを使っていくことによって社会を消費者の目線から形成していかうというようなものでございます。それで平成28年度に予定しておりますエシカル消費推進プロジェクトでございますが、これにつきましては事業費1,100万円ということで今なっております。まず一つは、私ども危機管理部のほうでエシカル消費、この概念を県民の皆様へ普及啓発し取り組んでいただこうということでシンポジウムですとか市町村向けの研修会、それからシンポジウムでは基調講演はもとよりですが、今現在も城西高校の高校生の皆さんとかが取り組んでいただいているエシカル商品実践活動とか、パネルディスカッション、それからエシカルの一つに持続可能な地域社会の形成というのがありますので、地元産品の展示、それからエシカルバザーとか、そういうものなんかも行ったり、それからメディアを使った広報活動などもやってまいりたいと考えております。

それからあと、1,100万円の中で100万円ほどは教育委員会との連携で、高校生による若者がつくるエシカルな消費社会ということで、その実践活動をしていただくためにエシカルを県民の皆様にも知っていただく教材、教具などを高校生が作るとか、それを高校生から小学生や子供たちに教えるような取組、出前授業とか、そういう活動費などを使いましてエシカル消費という、新しい言葉であります。これから大事な取組であろうと思っておりますので、進めてまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それと、山の食害ということで、2、3年前に本会議でパネルを使って質問をしましたが、けれども、こういう本が3冊目というか、3版目というか、去年と2、3年前に出されまして20年近くにわたって取り組まれております。もちろん全てボランティアで、山に何日もかけて登っていったり樹木を巻いたりする団体ですけれども、県も危機管理部を中心に農林水産とか環境とかが一体となって取り組まれておるんですけれども、どっちにしたって今、守るのはどこそこ、農林は何の部門とって分かれておるんですね。それをどうにか一つのものにできないかなと、無理だと思うんですけれども、何かプロジェクトを組むですとかいうことにしたら、もっと効果が上がるんじゃないかなと思うのが一つ。それと、この団体だけではなくいろいろ一生懸命、20年近く取り組まれておるので、こういうものの担当がまた違うかもわかりませんが、何か表彰してあげたらいいなという思

いがあるんですけども、どうですか。

小椋生活安全課長

ただいま、環境の保全活動に取り組んでいる団体の功績を表彰するとか、そういう取組をやってはどうかというお話を頂きました。ちょうど今お話しがありましたのは三嶺の自然を守る会のことだと思います。実は、平成25年度に環境大臣表彰ということで、環境保全功労者表彰というものがあまして、これにつきましては単に環境だけではなくて森林ですとかいろんな面で、田んぼとか環境とか、私どもは今危機管理部ですけども、そういうところで環境活動なんかに取り組んでいるような表彰を環境省のほうから照会があったときには全庁的に情報共有をして、教育委員会もそうですが、学校とかも含めて表彰者として挙げているところがございます。実は、その団体につきましては平成25年度に環境大臣表彰の環境保全功労者賞ということで、既に推薦させていただいて、お話にもありましたようにシカの食害防止の活動、クリーンハイク、それから登山道の点検とか、そういうふうになっていますので、今後とも庁内の関係するところと連携しながら、そういう表彰についてはお互いに照会をかけたりしてその功績をたたえるなり、また、その労については当然ながらこちらもいろいろ報うべきであろうと思いますので、頑張ったいと思います。

喜多委員

終わりますけれど、県表彰もあるかと思しますので、また考えていただけたらと思います。

私も最近ちょっと行けないんですけども、剣山から三嶺まで自然豊かですごいんです。本当によその県ではないような自然がいっぱいで、私が行った何十年前は本当に食害がなくて美しい緑でいっぱいだったんですけども、残念ですけども、これは全国的なことでもあるし、どうか自然を守るということも含めてこれから県一体となって頑張っほしいなということを要望して終わります。

井川委員長

午食のため休憩いたします。（11時55分）

井川委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

高井委員

よろしく願いいたします。私は、目下話題の消費者庁徳島移転について何点かお聞きしたいと思っております。

ちょうど、今日昼のニュースでも特定商取引法を閣議決定というニュースが流れていまして、悪質商法の被害防止のための罰則強化ということで、いろんなこうした消費者行政の取組がなされておるわけでありますが、消費者庁が発足してから約6年になりまして、非常に充実してきたところではないかと思えます。ちょうどこの移転のお話があり、消費者庁が徳島県に来ることになれば、徳島県にとってもメリットは大変大きいと思えます。政府が掲げる人口の急減対策と一極集中の是正という国の大きな目的に資するのは当然でありますし、徳島県並びに関西圏全域の消費者行政の進化という点においても非常に大きなメリットもありますし、かつ、徳島県で言えば関係者の来訪や交流においても非常に経済的な効果も大きいというふうに思えます。

しかし、この間私もこの件に関する国会審議、それから河野大臣会見、それから報道ベースですけれども、政府の基本方針の原案などを見るにつけ、現在の状況はまだまだ楽観的できないというか、まだ五分五分ではないかとまで私は危機感を持ちながら思っております。これから8月末までに結論が出るということでもありますので、残された5か月間、何をどう進めていくかによって大きく結果は変わってくると思えますし、徳島県議会としても意見書の提出もあったり、先議の承認などいろいろ知事の御答弁の中にもございましたが、やっぱり県議会としても積極的にもうちょっと動くべきではないかなというふうに考えております。行政側の皆さんも頑張っておられるし、政界、財界、住民代表で誘致の協議会も立ち上げられたということが知事答弁の中にもございましたし、やはり県議会も地域の県民を代表するという立場で、いろんな方面からのバックアップをしていかなければならないのではないかなと思えます。残念ながら共産党の会派の方は反対ということではありますが、少なくとも県議会の有志の議員でこの件に対して積極的な方々、できれば時限的な議連であるのか、プロジェクトチームかはわかりませんが、8月末までの間に何かできることを検討していくことができないかなというふうに個人的に思っているところでございます。

何といたってもまずは13日、来週から板東長官らをはじめ神山で業務試行と。4月以降の鳴門合同庁舎などでの教育研修業務と商品テストの試験移転、最後の7月になろうかと思えますが、県庁での業務試行という3段階を踏むということでございますので、この点について少し聞いていきたいと思っております。

移転を反対する団体への対応に消費者県民大会の開催の案内をしたというふうに知事の答弁が本会議でございましたが、どういう団体にまずどういった趣旨で送られたのか、お聞きしたいと思えます。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から移転する団体への案内した団体数、それからどういった趣旨で案内をしたのかという御質問かと存じます。

まず始めに、移転を反対している団体、案内をしました団体でございますが、政府宛てに移転反対の意見書を提出した旨を徳島県に通知をしてきました団体、それから、徳島県

知事宛てに反対の意見書を出してきた団体，合わせますと18団体となっております。それで，団体を性格別に区分しますと，全国消費者団体連絡会とか消費生活に関係する団体が6団体，それから，日弁連をはじめとする弁護士団体が2団体となっております。

それで，この団体の皆様に対しまして徳島県での消費者問題の取組ということを知っていただくことが大事であろうということで，今月13日，日曜日でございますが，消費者問題県民大会を開催することとしております。この県民大会では地域における消費生活被害を未然防止する啓発や相談を担っていただいております暮らしのサポーター，それから消費生活コーディネーターの方の活動に対する功労者への表彰，それから，地域連携で消費被害を防止するためということで，今回誘致を予定しております消費者委員会の委員の方を招いた講演，それから城西高校の生徒の皆さんが取り組みましたエシカル消費の実践活動，それから四国大学の大学生によります高校生への消費者教育など，徳島県ならではの消費者問題に対する県民の取組，そういうものを全国でも熱心であると私も自負しております消費者教育の取組などを，是非とも来ていただいて目の当たりにしていただければと考えているところでございます。

高井委員

ありがとうございます。そして，先ほど申し上げた3段階の受入れ準備の対応についてもお聞きをしたいと思っております。国民生活センターがやっている研修や商品テストをやるためにも，それなりの準備が必要だと思いますので，今の受入れ準備の状況等も御説明いただけたらと思います。

小椋生活安全課長

ただいま，委員から受入れの準備についての状況はという御質問かと存じます。まず始めに，消費者庁につきましては昨年の12月14日，河野大臣が来県していただいた際にテレワークによる業務試験の御提案を頂きまして，昨年12月18日に消費者庁神山オフィス準備チームを立ち上げ，この3月に実施する業務試験に向けましてテレワークに必要とされますテレビ会議システムの提案などを行い，現在はそのシステムや執務環境の準備を進めているところでございます。

そして，今月実施します業務試験の結果を踏まえ，もしそこで課題や不具合があれば更に改善策を講じまして，7月の業務試験にはより完成度の高い業務環境を確保し，御提案できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また，国民生活センターにつきましては去る1月8日ですが，知事が河野大臣に四国知事会の要請文を提出した際に教育研修，それから商品テストの試験移転の御提案を頂きまして，翌週の13日に教育研修業務試験移転準備チーム，それから商品テストの業務試験移転準備チームを立ち上げました。そのうち教育研修業務につきましては年間を通じて10回以上の研修を実施したいと提案をするとともに，研修会場として利用を予定しております鳴門合同庁舎での研修に伴う研修環境としての部屋割りのレイアウトですとか，それから，

研修に必要な機器類等のリストアップ，それから宿泊施設の確保等について現在国民生活センターと協議を行っております。近々，国民生活センターの研修の担当の職員が来県しまして研修開始に向けた研修環境の細部の調整を図っていくこととしております。

さらに，商品テストにつきましてはこちらで受入れを考えております試験研究機関の施設の平面図ですとか，それから，検査機器のリストなどを提案提出させていただいております。今月中にも来県してもらい，私どもから提出しました検査機器のリストなどを見ていただいてどういう商品テストができるのか協議を行い，スムーズに実施できるよう体制を整えていくこととしております。

高井委員

短期間の間にいろいろな準備を施すのは大変だろうと思いますが，着々と今お話があったようにいろんな体制，準備が進んでいるということで，引き続き頑張っていただきたいと思っております。

本県は，知事も何度もおっしゃるように情報通信環境は万全であり，ブロードバンド環境は非常に素晴らしいものがありますが，私も新聞報道で読んでびっくりしたんですが，事務次官会議に出席しておられる板東長官が，テレビ会議で出席することに対して官邸が難色を示しているという報道を聞いて「へえ」と思いまして，ちょっといろんなルートを使って聞き合わせもしたところ，やっぱりセキュリティの問題のことを非常に懸念しておると。それで，私も改めて政府が2014年の閣議決定で世界最先端IT国家創造宣言というのを出しておられて，39ページかな，この分厚い閣議決定の資料なんですが，それを読むと世界最高水準のITインフラの確保とか，非常にインフラに関しては2000年以降，我が国が推し進めてきた施策によってモバイル通信や光ファイバー等によってブロードバンド環境が整備されているというふうに，政府内で自画自賛をされていることながら，やっぱりテレビ会議を少なくとも想定していないと。省庁の中なり，また政府の中ではできないと。これからの時代，国際会議とか，民間ベースではいろんなテレビ会議なんかは当然のごとくやっているでしょうし，日本銀行なんかも支店長会議なんかはテレビ会議でやっているというふうにお聞きもしたり，何で政府が誇る世界最高水準のインフラを目指すという高く掲げた宣言に比べて，実態はなかなかできないんだなど。ネットをつないでハッキングされるのが困るとかいう理由らしいので，まだまだ政府内のほうの準備が徳島県よりもまだ追いついていない部分があるのかなと思ってびっくりはいたしました。これは政府には是非体制整備を，ゆくゆくは当然必要なことですし，やっていっていただきたいと思っておりますし，国際情勢の中で正に進めていくんじゃないかなというふうに思っておりますので，先んじてこの徳島県の事例を機に整備をしてほしいというふうに思っておりますので，それも政府のほうにできたら伝えたいというふうに思います。

次に移りたいんですが，徳島県は小さな県ながら消費者行政に非常に力を入れているということ，反対している諸団体にもしっかりとやっぱりわかっただけが必要があると思います。関係諸団体のほう，反対意見書というのを私もこれを取り寄せて丁寧に読んだ

つもりですが、大体論点は定まってきておりまして、相談員などの充実とか、相談件数などの分で少し懸念があるというのもわからなくてもごさいません。その中で、やってきたプラスの面としては、2015年度のデータにおいては人口10万人当たりの消費者行政予算や消費生活相談員や行政職員数は全国で3位というぐらい上位でいっておりますが、いかにせん消費者相談員の数自体、これから受け入れるとなると、どんどん育成をしていかねばならないだろうと思います。来年度からいよいよ国家資格化をされるわけでありまして、消費者庁が掲げる地方行政強化の作戦の中で、やっぱり相談員の配置率であったり、資格保有率、それから研修の参加率等は、やっぱり、それは徳島県としても当然上げていく必要性があると思っております。

それについて、まずは現在の状況や対応を教えてくださいたいと思います。

小椋生活安全課長

ただいま、まずは相談員の研修の御質問かと存じますが、最初に委員からもお話がありましたように相談員数につきましては県、市町村を合わせまして今43名、人口10万人あたりで見ますと5.5人ということで、第1位でございます。そして、消費者庁の資料でも徳島県は研修の参加率が低いというお話もありましたが、現状としましては相談員を配置する自治体が13市町村あるわけですが、相談員の配置数が1名ないし2名という小規模なために、なかなか相談業務を平日に割いてまで出られないというような事情もあるとは聞いております。

このため、市町村の相談員の資質向上、この部分につきましては県独自で年4回、1回に4時間程度、それで中身としましては相談業務従事者特別講座、それから相談対応や啓発スキルをアップさせる講座などを開催しております、それによって普通に相模原に行つての研修だったら2泊3日ぐらいのコースの研修になろうかと思うんですが、その中で相談員の資質向上、そういうところも確保しているところでございます。

この度、本県で教育研修業務の試験移転ということで、これを実施することによりまして今まで通いづらかった方も場合によっては日帰り参加などのような研修も、利便性もかなり確保されると思いますので、相談員の方々の資質向上、それから参加率のアップというのは必ず上がっていくものと考えておりますし、そのように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

ありがとうございます。いろいろな対策を講じてくださっているのがわかりましたし、これも皆さんに言っていかなければならないのではないかと思いますけれども、やっぱり1人や2人の相談員しかおられないところは、確かに2泊3日など、3日、4日そこを空けてしまうといなくなるために参加しにくいと。逆に、それを逆手に取って、例えば東日本で一つ、また西日本で一つという形で研修センターなり商品テストができる場所ができたりなんかすれば、両方ともに近くなれば研修やそうしたことに時間を割くということ

が少なくなってきた、費用的にも負担も少々減っていくかも知れませんし、これからの消費者行政の大事さを考えると二つ拠点を持つというのも一つの考えではないかなと思いつつながら、今の話をお聞きしました。

少なくとも徳島県に来れば、関西圏は非常に利便性も高くなってくると思いますが、やっぱり今全国の相談員やいろいろな方々が研修で相模原に行っているわけでありまして、徳島県に来ると2回乗り継ぎが必要だとか、費用の面でも倍かかるというような、全国から集まるということ想定すれば、確かにそういう懸念があるのも確かでありまして、その点はいろんな、特に小さな消費者団体なんかも非常に懸念をしているところでもあります。

そこで、研修に来る人の利便性について、本当にそこまで全ての部分で悪くなるのかどうかということ、もしシミュレーション等があれば教えていただきたいと思っています。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から国民生活センターの研修に来る人の利便性という御質問かと存じます。確かに一部の方には県外ですけれども、東京を中心に航空とか鉄道とか交通網が発達しておりまして、東京から徳島に変わることによって当然ながら交通手段とかで不便が出るのではないかとのお声も聞いてはおります。そして全国から、今現在徳島県もそうですが、研修所のある神奈川県相模原市にありまして相模原事務所へ研修に行っている部分と、それを逆にこれから試験移転業務をやろうとする鳴門合同庁舎に移動した場合の時間につきまして、実は実際にその部分というのは論点にもなりますし、有識者会議の1月27日のときにも消費者庁の資料でそういうようなものがありましたので、それに対して対抗策はということで実際にシミュレーションしてみました。その結果を見ますと、今現在でも相模原事務所へ、例えば四国とか九州、それから東北の北のほうとか北海道につきましては4時間から6時間、最長でかかるグループということになっております。これが鳴門に変わった場合がどうかということになりますと、逆に確かに四国とか関西あたりは近くなります。逆に、もっと遠いところはどうかということで、それも見ましたところ、一番懸念される北海道とか青森県、それから九州のほうも見ましたが、いずれも最長でも4時間から6時間あれば各都道府県の県庁所在地から来られるということは確認したところでございます。

そういうこともありまして、現に相模原事務所から徳島へ変わりましたら移動時間につきましては多少は東京に近い近郊は遠くはなりますが、近くなる場所もありますし、特に関西とか中四国、一部九州のあたりにつきましては交通費が逆に安くなるかというようなこともあります。関西広域連合の構成府県、政令市とか四国の消費者行政の担当部署からは、徳島で開催するに当たっては是非とも参加して、徳島県の試験移転業務を盛り上げていきたいというお声も頂いておりますので、一つそういう形で実際に私どものシミュレーションも使っていただいて成果を見せていきたいと考えているところでございます。

高井委員

確かに相模原も東京へ着いてからしばらく時間もかかりますし、先ほど来の話だと、今の交通網の利便性から考えると本当にむちゃくちゃな遠さではないというふうに思います。そういう点もいろんな形でフォローアップをしながら懸案事項を払拭していかなくてはならないかなというふうに思います。

加えて、相談員の有資格者を新たに100名ほど確保を目指すということが、これも知事の本会議の答弁の中にございましたが、来月から相談員資格取得特別講座というものも開設するという発言もあり、それについても非常にこれは大きな目標でもあると思いますし、現在どれぐらいの応募があって、どういうふうに取り組んでいくのかについてもお考えを聞きたいと思います。

小椋生活安全課長

国民生活センターの相談部門が移転する際に必要な相談員の有資格者の確保ということでございますが、議会で知事も100名ということで答弁させていただいたところですが、この資格の取得に向けましては早速議会の答弁が終わった後、その日のうちに募集を開始したところでございます。早速今月、3月20日、27日にまずは最初の消費生活相談員養成講座というものを開催しまして、消費生活センターにおける相談員体制整備の歴史ですとかそういう経緯、それから、相談員の業務というのはどういうものか、それから、消費生活相談に関係します法律の概説などの講義をまずは年度内にやりたいと考えております。連続してになるんですが、平成28年度に今度は資格試験により密接なものということで、消費問題に関係します一般常識ですとか、消費者行政にかかわる知識、それから消費生活にかかわる経済知識や法律知識、商品、サービスにかかわる知識、相談に関する基本的知識ということで、この六つぐらいが試験の項目になっておりまして、それに関する出題を前提とした集中講座を実施し、人材確保を進めてまいりたいと考えております。

それで、3月3日までの今の応募状況でございますが、今現在47人となっております、100名以上募集となっておりますが今現在47人です。さらにこれからも生協さんのほうでもチラシとかを配っているものの中にその募集の広告を載せていただくとか、それから市町村とかの地域の消費者協会ですとか、大学のほうにも呼びかけなどを行っているところでございます、是非とも受講者についてもしっかりと受講者数を確保し、講座を進めながら資格取得を目指してもらいたいと考えているところでございます。

高井委員

私も勉強に受けようかなと思うぐらいいろいろと考えておりますが、本当に国家資格化するというので、現在頑張ってくださいっている方々にも是非国家資格保有のために研修へ参加していただいたり、そういう充実を応援していくことを図っていくことが大事だと思います。やっぱり広く県民の皆さんにこのことも宣伝して、資格取得に関心を持ってもらうことに加えて、やっぱり特に行政とかで働いておられた方や、行政職として窓口対

応を、ほかの部署であったとしてもやっておられた方々、県のOBの方々など、やっぱり窓口業務の経験がある、事務的な作業の経験があるのとないのとで違いますので、退職者の方であったり、いろんなそういうスキルを持っている方に対して広く周知をして働きかけをしていくということが必要であるように思います。それは私たちの側もいろんな地元の方々とのおつきあいもありますし、広く呼びかけるに当たって行政としっかり連携しながらそういうことを呼びかけていかななくてはならないのではないかなと思います。なかなか100名のハードルというのは高いと思いますが不可能ではないと思いますので、これからは是非頑張っていってほしいというふうに思います。

もう一つ懸念されているのが、国民生活センターのADRという調停する委員であったり、消費者庁の対応で必要となる弁護士さんをはじめとしたいわゆる専門家の方々の人材確保ということに関してでございます。この点についてはいかがでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から国民生活センターのADR委員、それから消費者庁での任期期限付きの弁護士のような専門家の確保という御質問かと存じますが、これにつきまして、現在議会でも答弁したところでもございますけれども、まず初めに徳島県の弁護士の数というのは平成27年3月31日現在でございますが92名と。これだけではなかなかということもありまして、さらに徳島県移転に応援の御協力いただいております四国知事会、それから関西広域連合に籍を置くというか、そこに所在のある弁護士の方にもお声がけをして御協力を頂きたいと考えております。

ちなみに、徳島県を除く四国では419名、それから徳島県を除く関西広域連合構成府県では6,287名ということで、徳島県を合わせますと6,798人、約6,800人、人材は十分にいますと考えております。それで、もし移転が実現しますと、この弁護士については公募制でやっておりますので、徳島県だけではなく、現在も関西からも行っている人もいますので、徳島県でやることによって徳島県、それから四国、関西の弁護士の方の働く場所が増えると考えております。それから、弁護士の方も消費者問題に見識が高まりますとともに解決力もより一層高まると考えております。それはひいては消費者の安全安心な暮らしの向上にも相談とかの対応、そういうものにつながると考えておりますので、是非ともそういう形で御協力を頂いてでも確保したいと考えているところでございます。

高井委員

ありがとうございます。関西圏、みんなで集めれば6,800人ぐらいの人材がいるということは非常に力強いことでもありますし、やっぱりいろいろそうしたことも含め、働きかけをしていかななくてはならないと思います。課長がおっしゃったとおり弁護士さんにとってもこの消費者問題に取り組むということは新しい大きな課題がたくさんありますし、この間、政治的な大きな課題に消費者問題はなってきたておりますので、積極的に取り組みたいと思う若い弁護士さんも結構いらっしゃるのではないかなというふうに思います。振り返っ

てみればパロマの湯沸かし死亡事故事件や中国産の冷凍ギョウザの毒物混入事件、それからアグリフーズでしたか、これも農薬混入事件等、非常に命に関わるいろいろな消費者問題があり、私なんかは女性ですから、特にカネボウの白斑事件なんかは非常に震撼するような恐怖感がありました。勧められているものがそれによってかえって肌を荒らせてしまうというような問題であったり、最近では今日あった特定商取引にかかわる悪質商法のことであったり、オレオレ詐欺、いろんな犯罪等にもつながっていくような問題点がございしますので、是非弁護士会の団体、一般的に反対しているリストにたくさん名を連ねている弁護士会も多うございますが、こんなこともやっぱり我々としても丁寧な働きかけをしていく必要があるんじゃないかなと思いつつながら、これを読んでいきました。

今のように話を丁寧に聞いていけば、徳島県が非常に消費者庁移転について積極的に受入れ体制を準備しているということは、いろんな方にわかっていただけないのではないかとありますが、大臣等も、実は国会答弁の中でこのように言っております。これは内閣委員会での1月の国会答弁、参議院のほうなんですけど、やっぱり今の消費者庁は霞が関の各省庁に対していろいろ足りないところを勧告するという、かなり強い権限を持っていると。消費者庁の力を強くして、各省庁に必要なことはやれということを書いていきたいと思っております。これをやるためにはやはり何らかの国の消費者庁の組織というものを残さないといけないのかなというふうに思っていると、実は国会答弁の中でこのように言っておられます。多分知事の答弁の中では東京のサテライトオフィスという言葉も出てまいりましたので、こうしたことを踏まえて、それならば東京にサテライトオフィスを、徳島県で本庁をとという御提起だったと思います。非常にそれは的を射ていると私も思っております。確かに強い危機管理、司令塔の発揮とか、危機管理が本当に東京でなければできないのかどうか、このIT時代にそういう発揮する機能というのができないのかどうかについても、この業務移転の試験のときにいろいろ試されてくるだろうとは思っています。確かに国会対応等、東京にいない部分も半分ぐらいは私はあるのではないかと思います。これは感覚的な私の問題ですが、消費者問題に関する特別委員会は常任委員会ではございませんので、特別委員会として開かれると。常任委員会は国会の場合は毎週定例で曜日が決まっています。毎週基本的に開かれますが特別委員会はその合間を縫って、法案が出てきたり事があったときに与野党協議で開かれるというものですから、完全に絶対東京に、ゼロでなくなるということではなければそれなりに対応していけるんじゃないかなと。立法機能についての根回しなんかも、それぞれに何人かの職員がいればできるのではないかなというふうに思います。サテライトオフィスの提案であったり、これは個人的な意見ですが、国民生活センターなんかも東西両方に作っていくなんかということも含めて、いろいろ柔軟に議論をしながら提案をして、最後8月に向けて、何らかの徳島県内も期待も高まっておりますし、皆さん、受入れとしても徳島県も頑張っているのだから、できるだけいい回答が、いい返答が得られるようにこれからも皆様方と協力して頑張っていきたいと思っております。

ただ、私も国民生活センターが丸ごともし移転するというのに対して、一番懸念する

ことの中に、この国民生活センターで働く職員の方々が約250名おられると聞いています。それが常勤職員と非常勤職員が約半分半分ぐらいで、移転するとなると皆さんがこっちに引っ越ししてきて住めるのかということ、それぞれに事情もあるだろうと思いますので、なかなかそういうわけにはいかないだろうと思います。かつ、職員の中には、特に非常勤の職員の中には女性が多かったりするわけですので、なかなか雇用確保においては協議を、多分国ともしていかなくてはならない部分もあろうかと思えます。個人的には本当に徳島県はいいところなので住んでみませんかと言いたいところではありますが、なかなか雇用ということに対して個人的には難しいだろうと思いますので、東西分割案なんかも一つ考えられるんじゃないかなと思います。ただ、まずは消費者行政、これからますます大事になってきますので、この13日の週からの業務試行にでき得る限りの体制整備を行い、次々に行われるこの3段階を踏まえるための準備を是非皆さんと一丸となってやっていただきたいと思えますし、我々も頑張りたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

重清委員

鳴門ワカメの偽造、12月にこの委員会でもまたあったんで質問したんですけど、年が明けてもまた出てきたということで、今の現状をお聞きいたします。

山根食の安全安心担当室長

今、委員から鳴門ワカメの産地偽装の現状についての御質問でございますが、県では昨年11月並びに今年1月の鳴門ワカメ不適正表示事案の発生を受けまして、適正表示に関する研修の開催、それから、鳴門ワカメ認証制度の周知啓発とともに食品表示Gメンによる緊急監視など、本県を代表するブランドの信頼回復に向け、様々な対策を継続して講じてきたところでございます。

さらに、1月29日には今回の事案を受けまして指示、公表を行った後、2月15日に対してはこの事業者に対して鳴門署へ告発を行ったところでございます。

これを受けまして、去る2月18日には鳴門ワカメ認定加工業者が信頼回復やブランド力向上に向け新たな組織として鳴門ワカメ認定事業者連絡会議を立ち上げたところでございます。県としても研修会等への職員派遣など、連絡会議への取組を積極的に支援していくところでございます。

さらに、本会議におきまして知事から答弁申し上げましたように生産から加工、販売、消費に至る全ての関係者からなる鳴門ワカメ認証事業推進協議会、仮称でございますけど、今月中にも立ち上げまして、認定加工業者の拡大、これがポイントになると思います。認定加工業者の拡大、それから県外ユーザー等への制度周知、それから販路開拓、それからコンプライアンスの徹底などに取り組んでいるところでございます。今後も引き続き我々Gメンの監視活動の一層の強化を図りながら、不適正表示事案の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

重清委員

いろいろやっておるようですが、なかなかこの不正表示がなくならないということで、今、連絡会議ですか、3月にできるということで、これは加工業者だけの、それとも主の漁師さんも含めて全体で何社ぐらいで、今、何社ぐらいが入るような見込みの会議ができようとしているのか、現在の状況をお聞きいたします。

山根食の安全安心担当室長

ちょっと御説明不足でもあったんですけど、2月18日に実は鳴門ワカメの認定加工事業者、これらからなる鳴門ワカメ認定事業者連絡会議、これがまず立ち上げられております。その後に我々県が主体となって生産から加工、販売、消費ということで、要は生産者、徳島県漁業協同組合連合会等を含めまして加工業者、いわゆる認定事業者等含めて、それと販売者、それから消費者ということで、関係者からなる部分について鳴門ワカメ認証事業、これを推進していこうじゃないかという県が主体となる協議会を今月中にも立ち上げるところでございます。

重清委員

現状で認定事業者というのは何社あって、今、加工業者が300社とかよく言うんですけど、前回潰れた協議会は何社いて潰れて、今だったら現状で何社ぐらい入ろうとしているのか、何社ぐらいを県としては目標にしてこういう機会に入っていただこうとしているのか。こうやっていろいろな加工業者から販売業者があると思うけれど、全員が協力し合って、もう二度とこういう不正がなくなるようにするにはどうしたらいいか、県としての方針をお聞きいたします。

山根食の安全安心担当室長

今、加工業者の数並びに認定事業者の数等についての御質問でございます。まず、鳴門ワカメ認証事業、これに対する認定事業者は16社でございます。それと同時に、県の食品表示の適正化等に関する条例におきまして特定加工事業者、例えば鳴門のワカメの加工をするような事業者、これについて届出を求めております。その中で、特に鳴門ワカメを加工している事業者については約300、正確には296社でございます。一方で、その296社でも生産者、いわゆる漁師であって養殖等をやられている方で簡易加工、いわゆる浜でボイルとか、そういうのをやられている方が約200社でございます。それと、専門に鳴門ワカメを加工しているのが100社でございます。というところで、この認定事業等の拡大、一義的にはこの100社を目標にして、なおかつこのワカメ加工、簡易な加工を行っている漁師さんにも是非とも広めていきたいと考えております。

重清委員

今、認定事業者16社、加工業者が100社ぐらいで、できたらこの加工業者がたくさん

入ってくれて、全員で適正な表示をしたり、適正な生産加工をやっていくということになったらいんですけど、なかなか今の状況、もう3月にできるんですけど、現状はどの程度話ができて、何%ぐらい、何社ぐらい入りそうな状況ですか。

山根食の安全安心担当室長

鳴門ワカメ認証制度のこれからの拡大に関する御質問と思います。鳴門ワカメ認証制度、実は加工業者に加工履歴というのがございまして、いわゆる仕入れ関係の台帳と同時に出荷の台帳、それと認証制度につきましては間の加工履歴、要するに鳴門ワカメを、例えば塩蔵した場合に幾ら減るとか、そういう部分の中で要するに偽装、中国ワカメの混入等を防いで、いかにトレーサビリティといいますか、生産加工にかかわる透明化を図るのが認証制度でございます。

その中で、やっぱりこの入りと出の部分がございます。と同時に、漁師さんからそういう部分の引継ぎ、それから前段の塩蔵、いわゆる認定事業を受ける事業者であっても、前段で例えば塩蔵を行っていた加工者、そういう者から仕入れた場合、前段の部分の加工業者の加工履歴等々も求めています。要するに、鳴門ワカメ認証事業につきましては、中国ワカメが入ってくるような部分がないような制度ということで、必ず帳簿記載、それと同時にそういう加工履歴、透明化が図れる制度になったところでございます。

そういう中で、一部16事業者にとどまっている状況につきましては、我々としても非常に加工履歴等が複雑であるということと同時に、事業者のほうでの認識不足もございます。我々の周知不足もございました。そういうところで、今回改めてこの鳴門ワカメの認証制度、協議会を立ち上げまして、十分に加工事業者に対して周知、要するに内容を説明して御理解を頂くと同時に、生産者、加工業者である漁師さん等の御協力も必要でございますから、十分この200事業者、漁師さんに対しても周知、協力を求めていながら16事業者の拡大と同時に、今のところ私も実は加工事業者のほうに直接お話もしたところでございます。私の個人的な感触になるんですけども、10社程度聞いた中では半分程度は積極的に入っていきたいと、確かに聞いております。

一方で残りの5社、やっぱりなかなか抵抗がございます。そういう中で今後残りの5社、要するに50%が入ってこれるように、十分我々としても説明、協議会を通して周知啓発に努めていきたいと考えております。

重清委員

一番は今は加工業者だと思うんですけど、10社聞いて5社ぐらいと、半分ぐらいということで、積極的に入りたいというのがあるだろうし、100社のうち50社ぐらいはどうかなという感じで思っておるんですけども、残りの50社、これの一番の理由は何ですか。県が説明した中で、何で入りにくいのかなという、この理由をやっぱりクリアしなかったら増えないでしょう。ここら辺を伺ってどういう理由が一番多かったんですか。

山根食の安全安心担当室長

鳴門ワカメの認証制度に対する加工業者が増えない、そのあたりの理由についての御質問でございます。まず、多いのが、やっぱりネックになっておりますのが、例えば事業者として塩蔵事業者、塩蔵している加工事業者から仕入れる場合、納品の部分になるんですけど、その前段の部分の加工履歴、要は、仕入れに対する履歴が、認定を受け得る事業者はちゃんとできるんですけど、納品を受ける事業者の加工履歴、要するにその入りと出とか製造にかかわる部分、例えば納品を受ける塩蔵ワカメの製造にかかわる部分の、簡単にいいますと加工履歴になるんですが、それがやっぱり受けられない部分がまず1点ございます。

それと同時に、やっぱり漁師さん、糸ワカメなんかは漁師さんのほうで乾燥行為まで行います。そのあたりの要するに入りと出のあたりの証明といいますか、台帳、引継ぎができないということで、加工業者の内部での台帳とかそういうのは可能なんですけど、前段となる、納品を受ける事業者の部分がやっぱりできないものですから、認定事業者が16事業者にとどまっているところでございますので、そのあたりの部分については十分、全体に周知が必要というところではございます。

重清委員

ちょっとわかりにくかったんですけど、加工業者があって仕入れるときの履歴は加工業者でやるのかどうか、これがはっきりしないから加工業者のほうはできないという話ですか。

山根食の安全安心担当室長

両方です。

重清委員

こっちは認定事業者入ってなくても、両方でしなくてはいけないということですか。

これだけできないんだったら、やっぱりできる業者が少ないということでしょう。そうしたら、この制度をもうちょっと抜本的に考えなかったら、何でできないのかと。こっちのものとこのほうができないんだったら、これをクリアしない限り増えないのではないですか。入りと出がわかりにくいという話で入りにくい。これはそうですけどこれから先も一緒ではないですか。今、県が考えておる中でこれはわかりやすくできるシステムを構築しておるかどうか。これをクリアしなかったら入ってこんでしよう。ここら辺というのはどういうふうに考えてこれからしようと思っているのかお伺いします。

山根食の安全安心担当室長

まず、この認証制度を立ち上げの際に、今、委員から御質問のように、どのような拡大に向けての方策といいますか、そのあたりをどうしたかというところがございます。まず、

この認証制度の立ち上げの際、やっぱり基礎がしっかり必要でございます。その基礎の中で食品表示の適正化等に関する条例におきまして、県産品、要するに鳴門ワカメと県産品に関して入りと出の台帳、これを義務化しております。そういう中で、入りと出の部分はしっかり台帳に残していただきたい。義務化すると同時に説明の中で加工履歴、間の部分になるんですけど、入りと出以外の加工履歴については御協力願いたいということで、我々としても加工業者、それぞれ研修会といいますか説明会を開きまして周知に努めたところでございます。

篠原県民くらし安全局長

そもそもこの制度ができたときに、なぜ偽装が起こるのかという問題がありまして、それは加工に使う原材料の部分が鳴門ワカメであるかどうかということが一番大事だということで、その記録を作っていたらこうと。例えば、幾らとれたとか、幾ら加工したと、これが確かに鳴門ワカメであるというような書類が必要です。それを作っていて、今度は加工業者が販売したときに幾ら売ったというような帳票も作っていただくということでこういう制度を始めたんですが、なかなかそういう御理解、帳票をつけるということがなかなか御理解いただけないという部分がありまして、それを今、しっかりと啓発をしていっているところということでございます。

その履歴が、前の入りの業者さんがなかなか作ってくれないと、しっかりやりたいという加工業者さんがいらっしゃっても、そこはなかなかできない。だから、前でしっかりやってくださいというような、なかなか回転していかない状況がありますので、それを今生産者もちゃんと履歴を書いて、幾らワカメを作って販売しましたと。加工業者も幾ら買って次に渡したというような、その仕組みを今啓発して作りかけておるところです。全ての方々がそういう履歴なり加工の履歴を作っていたらという中でこれが一気に進んでくるものだと私は思っているんですけども、なかなかその啓発とか帳票をつけるということの手間の問題とかがございまして、なかなか入りにくいとか、御理解がされにくいところがございまして、これからも丁寧に加工業者さんにも説明させていただいて、しっかりとこの制度を理解していただいて、それが消費者の信頼のもとになるということで、事業者のほうの啓発に進めていきたいと思っております。

重清委員

大体わかってきた。そうしたら、今までの偽装の中で、今、加工と生産があるでしょう。ここからこう来ていたけど、生産のほうでの偽装が多かったんですか。加工業者がどこから入れた偽装ではなかったんですか。こっちが出と入りかわからないと言っているけど、問題はこっちではないんですか。

篠原県民くらし安全局長

加工業者さんがものを入れるときに1社さんだけではないんです。いろんな生産者なり

加工業者さんがいらっしゃいます。その全ての方々がちゃんとその製品が鳴門ワカメだとか外国産のワカメであるとかいうことを帳票につけて、それをなおかつ加工履歴を作っていく、このワカメは鳴門ワカメを使った、このワカメは外国産を使って作ったというような加工履歴も必要になってきます。だから、1社だけから持ってくるんだったら1社さんがしてくれたらいいんですけども、全ての方が、加工の取扱いというんですか、得意先さんがしてくれないと、なかなかこれが認証を受けられないような制度になっておるんです。そこをしっかりと生産者もそういう履歴も作っていただける、加工業者も全ての加工業者が履歴を作れるような理解をしていただくと、このシステムが動いてくる。1社だけでいくのであれば、すぐできるんですけども、そうではないと。いろんなところから仕入れもあったり販売もするもので、そのシステムを今構築中ということで御理解いただけたらと思います。

重清委員

いやいや、加工業者と生産業者と、今、偽造したのはどっちですか。両方が知っておったんですか。大体加工業者がどこかへ入れたのが、これではなかったんでしょう。これを生産しているところがよそから入れてこうやっておるんですかという話ですよ。だからこっちの業者ではなく、加工業者が問題ではなかったのかと。ところが、認証制度を入れるのにこっちの生産業者の出と入りがわからないと言うけど、これはこっちから、違うところから入れるんでしょう、そうではないんですか。

篠原県民くらし安全局長

今回の事例につきましては、加工業者が表示の偽装ということでございました。ここに、この問題の事業者さんに納品をした加工業者さんがございます。この業者さんは表示では外国産ということで、今の業者さんにお売りしたと。ちゃんと外国産として販売しました。

今問題になっている業者さんが、外国産とわかりながら違う表示をした、鳴門ワカメという表示をした。相手方は間違っていないんですけども、加工業者さんが今回は鳴門ワカメでないものを鳴門ワカメとして販売した。仕入れは合っておるんです。購入したのは鳴門ワカメでなく外国産として購入した。相手方も外国産として販売した。今回問題になっておる加工業者さんが表示を偽って販売したので加工業者さんの問題です。

重清委員

ちょっとわかりにくいんですけど、増やすためにどうしたらいいか、何が問題点だったかという話を今していたんですよ。ここで加工業者と生産業者があるから、それであまり入ってくれんのだという話で、理由は何だったんだということを言ったんですけど、今の聞いたらどこが問題点か見えにくくなってきている。

これでそうしたら今年度、あと1か月余りで県としての対策、また新年度の対策はどのようにこれからやろうとしているのですか。

山根食の安全安心担当室長

これからの対策ということで委員からの御質問と思いますが、まずは加工事業者、これに対する緊急監視と同時に、先ほど御説明したような周知、いかに鳴門ワカメ認証制度に関する制度の内容、それから理解、そのあたり、御説明をするということで、まずは加工を専門に行っている 100 事業者を 3 月末までには全て。と同時に、鳴門市、それから商工政策課、水産振興課等と協力しながら、残り 200 の漁業者、加工を伴う漁業者、トータル 300 事業者になるんですけど、全て指導、監視しまして周知に努めていきたいと考えております。

それと、先ほどから言いますように鳴門ワカメ認証制度の拡大、これが鳴門ワカメ産地偽装のポイントになると思います。そういう中で、先ほど申し上げました鳴門ワカメ認証事業推進協議会、県主催で行うんですけど、この協議会で十分この認証制度の周知啓発に努めていきたいと考えております。

重清委員

ちょっと教えてほしいのが、採れるワカメが鳴門ワカメというのは昔、阿南市のあのあたりまでだったのかな。兵庫県とかで採れるワカメも鳴門ワカメとかいろいろあったと思うんだけど、ここら辺を今調べたら鳴門市の漁業組合だけでしょう。全体はわからない。鳴門ワカメについて、阿南市とか徳島市の業者、隣の兵庫県のほうは、ここら辺もそういうのがいろいろ、やっぱり漁師のほうでも文句が出てきているみたいで、うちだけ何だと、よそはどんなんだというのがやっぱりあるんだけど、ここら辺の関係とかはどのようになっていますか。

山根食の安全安心担当室長

鳴門ワカメの水域、それから同時にこの加工業者、我々の指導の関係でそういう質問でございます。まず、鳴門ワカメの定義はございます。蒲生田岬から以北の北灘に至る沿岸で採れたものを鳴門ワカメと言います。同時に、兵庫県は兵庫県の独自の定義がございませう。ちょっと我々は知らないところなんですけど、兵庫県のほうではどうも鳴門海峡周辺の部分を鳴門ワカメというような定義といたしますか、表示しながら販売はされているみたいなんですけれども、徳島県はそういうところでございます。

一方で、先ほど言いましたように鳴門ワカメの加工業者、それと同時に認定、それから届け出、これについては県の規定で行っている中で指導もやっているものですから、淡路の事業者、これについては我々の圏域外のものですから、指導等は及ばないところがございます。

そういう中で、外の部分も確かにあるんですけど、圏内、圏域事業者についてはより信頼性の回復と同時に、鳴門ワカメの今後の表示、これの適正化に向けて我々としても十分指導を行っていききたいところでございます。

重清委員

ですから、今言われたように蒲生田から北灘までと、兵庫県は淡路からとれても鳴門ワカメという表示ができるんでしょう。徳島県だけはDNA鑑定もしながらいろいろ調べてきっちりとやっておいて厳しい。よその県は何をしているかわかりませんと。これだったら違いをもう少しつけてやらなかったら、同じ鳴門ワカメで売られて、徳島県だけこれだけやられてというのは、もう少しそこら辺のことも考えてやってやらなかったら、みんなほかの漁師さんだって加工業者だって入ってこないではないですか。よその県はわかりませんでは、同じような表示をしているんだったら、ここら辺も考えて徳島県の鳴門ワカメというブランドで売っていくんだったら、きちっとここも確立して、やっぱり分けてやらなかったら、これは県としてどのように考えておるんですか。今、調べているのはいいんですけど、現状として兵庫県の淡路島も鳴門ワカメだと言ってやっている。安いものを売ったりとかいろいろしているんですけど、鳴門ワカメというブランドを確立するんだったら、徳島県では今現実的にできない状況になっておるんでしょう。ここら辺も踏まえた上でどのようにして確立していくかというのをやっぱり考えてやらないといけないのではないかと思うんですけど、どうですか。

篠原県民くらし安全局長

ただいま、委員から鳴門ワカメの製造表示について全国的に我々の県と違うんじゃないかというような御意見を頂きました。そもそも食品の表示につきましては食品表示法という法律がございます。その中で全国が動いています。圏域をまたがるといいますか、多くの事業者、県外の事業者については国のほうの管轄で今食品の表示を指導してございます。

徳島県ではそれに先駆けていろいろ食品表示法の中で今言っている加工に当たっての帳票、要は記録が残っていない。残すような法律の義務になっていないので、それを法律に位置づけてくださいということで、立入りしたって書類がなかったからわからんという状況で今、法律上はあるわけです。それを政策提言で書類の保存義務を義務化してくださいとか、今、徳島県は条例で平成24年から科学的産地分析というのを位置づけて今やってございます。そういう分析技術も法律の中へ入れて、根拠として適正な表示ができるような仕組みとして入れてくださいということで、国のほうには政策提言をしておるところです。

今、兵庫県も対岸の淡路のほうも鳴門海域産ということで、非常にわかりにくいということでございますけれども、兵庫県のほうは兵庫県の監督局がございまして、しっかりと私どものほうは指導していただいているものと思っております。ただ、過去から鳴門ワカメについてはいろんなことがございますので、我々もしっかりと鳴門ワカメのブランドが守れるようにバックアップするために今、鳴門ワカメの認証制度というものを進めていきたいと思っております。今300ある加工事業者さんが鳴門ワカメというブランドをかざせるようにしっかりと指導をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

重清委員

言ったら、大間のマグロとか氷見のブリとか関のサバとかいろいろブランド化をどんどんしていくでしょう。鳴門だけがどうしてもできない。海域で採れておるからと言って、そういうものもやっぱり考えて、何とかやり方はないかなと考えてやらなかったら、取締りばかりではなかなかブランド化もできません。こういう今の状況があるのだから、特にこっちはブランド化して高くなりますよと。やっぱり生産者の人たち、加工業者の人たちの利益が上がるような対策を講じてやらなかったら、うちだけ取り締まるのでは、やっぱりみんなそれだけ聞いて何百社もあったって入ってこないというのだったら、もう一つメリットがないのかなという感じではないですか。これだけ偽装をやってもなかなかみんなが入らんというのは何かあるのだから、根本的なところを考えて、何のためにブランドにするかですよ。鳴門の人たちが儲けるためにブランド化すると思うんです。これを一番にやっぱり考えてやらなかったら、これは直らないと思いますよ。ブランド化したらもっともっと高くなるような施策をやっぱり県としても考えてやらないといけないと思いますので、そこら辺をしっかりとやっていただくように、これは要望しておきます。早く終わらすのもいいんですけど、やっぱり次に鳴門ワカメのブランド化で値を高くしてやらなかったら、今みたいにあっちもこっちもどれでも同じだというのでは、それでは駄目だと思います。そこら辺をやっぱりしんどいけれど、これだけしてくれたら上がりますというのをしなかったら入らんのではないかと私はそう思います。

黒石危機管理部長

今、重清委員さんからお話がありましたように、こうしたやはり偽装事件の対策において、ブランドをしっかりと守り育てるという視点は大変重要だというふうに考えております。これから県のほうとしてはこの推進協議会、あるいは民間で作る連絡協議会をあわせて、この鳴門ワカメの偽装問題に対して取り組んでまいります。お話がありましたようにそのブランドを守り育てる、それだけのメリットがある。それをしっかりと進めていくようにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

重清委員

今、悪い意味でもいい意味でも、ある程度マスコミで名前が出ておるから、よく県が言われるピンチをチャンスに、これこそしてやってほしい。いつまでもこれで立ち上がらんようでは駄目ですので、あのときは苦しかったけどいいようになったなというふうにしてほしいと、これはお願いしておきます。

最後に津波浸水域での避難困難者、結構年数も経っていろいろ県もしてくれていると思うんですけども、どの程度今避難困難者の方は現状で残っておりますか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

特定避難困難地域というのがございまして、こちらにつきましては当初、平成25年度に

津波避難計画というものを策定した時点で県内沿岸10市町村のうち藍住町には避難困難地域がございませんでしたので、9市町になりますけれども、その中で74地区ございました。現在、この中で津波避難ビルの指定でありますとか、命山、それから急傾斜地に避難路の整備をしたりする中で、例えば県南で言いますと、もともと23地区津波避難困難地域というのがございまして、このうち特定避難困難地域、これは自力では出ていけない、例えば津波避難ビルでありますとか避難タワー、こういったものの整備がないと、現状では避難が困難という地区になりますけれども、これが県南で言いますと11地区と、あと海陽町につきましては個別の積算をしておりますので、地区数というのが出ておりません。11地区と、あと海陽町については個別積算です。

海陽町の取組についてちょっと御説明いたしますと、一時避難につきましては全数を収容することができるということを確認いたしておりますが、その後、一時避難をした後に長期生活をする避難所への移動について、町内での受入れ、これが困難な状況となっております。こちらについて、昨年10月に24町村全部集めまして広域避難の受入れの調整というのを始めましたが、実際、その最初の3日間、そういうふうな道路の啓開が十分できない状況の中で、長距離の移動というものの確保をどうするかというのが今大きな課題となっております。

まず、10月に会議を行った後、私どものほうで実際に現地、特に海部3町にお邪魔をしまして聞き取りを行っております。現在、委員からも以前に御提案を頂いております。例えばヘリを使って移動をさせるというふうなことができないかということにつきまして、ヘリポートの現在の整備場所を確認しておりますが、海陽町につきましては現在それは浸水区域の中にある。3か所ございますが中にございまして、今度、今月中にヘリポート、災害のときはヘリポート以外のところにも実際に着陸はできますので、そういう適地を実際に現地を確認しながら町の職員、それから南部県民局の職員とともに現地確認して適地の選定を行いたいと考えております。

重清委員

今ので特定避難地域ですか、大分なくなっておるということでもいいんですか。海陽町も含めて11地区は、全て命山なり避難タワーなりということで整備ができて、全て避難困難地域はゼロという認識ですか。そうではないでしょう。何名ぐらいまだ残っておるのかな。

坂東とくしまゼロ作戦課長

海部3町におきまして、先ほど11地区と申しました分、これが美波町と牟岐町になりますけれども、11地区で180名となっております。海陽町につきましては個別の検討を行うということで、その数字については出ておりませんが、主に宍喰地区ということになりますので、この地区の中の数字について、再度確認をしたいと考えております。

重清委員

宍喰地区は去年15メートルの大きな避難タワーを建てたので、大分避難困難地域から解消されたかなと思うんですけど、まだまだやっぱり逃げ切れないところの人がおります。そこら辺もやっぱりあと牟岐町と美波町で180名ですか、それと海陽町の残った方々、それをやっぱり死者ゼロを目指して考えておる徳島県ですので、まだこれだけいる、これに対する対策をやっぱり早急にやっていただきたいと思うんですけども、避難困難地域には最初は本当にたくさんの方がいたんですけども、もうちょっとになっておると思うけど、これはしっかりと対策していただきたい。

それともう一つ宿題にしておきます。これはまた考えてほしいんですけど、昔建てた避難タワーの対策をやっぱりもう少しどうしたらあれが活用できるか。あそこへ上がったら本当に危ないんです。せっかく助かる命もあそこへ上がってしまったら、今の浸水域ではその上へ津波が来ますよというところに逃げたら、そこよりも低かったら助かるだろうけど、高かったら駄目なんです。それはちょっと避難場所としては活用できないし、今のをどうしたらいいか。最初に設定した津波高が低かったので、対象は海部郡にはいっぱいあるんです。これをどうにかもうちょっと再検討していただきたい。これは町だけではなかなか無理です。予算をもらって補助金をもらって早くに建ててました。ところが、津波高が今度は高過ぎたというふうに出されましたので、これに対する対策をやっぱりいろいろ検討してほしい。今のままだともったいないですし、あのまま置いておいたら危ないです。あれは恐らく、今言っていたここに逃げたら大丈夫という180名の中には入っていないと思うんです。ということは、今この死者ゼロに向かってはなかなかこの活用はゼロですか。そこら辺をもうちょっと高さ9メートルのところだったら8メートルの浸水域のところへ移せたら一番いいんですけど、それで助かる命がまだまだ増えてくるんですけど、山を今避難所にしてはいますが、山崩れがあるかもしれないから、本当はわからないのです。これがここら辺だったら使えるというのを、どうにかして活用を考えてほしい。今、恐らく全国で弱っておると思いますよ、高知県と一緒です。早めに建てた避難場所がこれはいかんのではないかと言って、ここら辺を早めに対策を講じていただきたいと思いますし、検討していただけますか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

今、標高の低い津波避難タワーについての有効活用のお話を頂きました。確かにかなり整備費もかかっておりますし、この津波避難タワーにつきまして、移設に関しても費用がかかるということではございますが、有効な活用の仕方、これは専門家の知見をとって是非考えていきたいと思っております。全国的な問題だと思っておりますので、もし先進事例でできるようなことがあれば全国に発信できますので、積極的に関わっていきたいと思っております。

また、海部3町の津波避難困難区域の解消につきましても、町任せということではなく県民局と連携しながら、我々も直接現地に出向いてしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

重清委員

その点はよろしくをお願いします。

最初言われたへりの件、いろいろやっぱり浸水域で本当にはないんです。今のところ、道路は駄目ですし、海からも無理で、へりだけなんです。これの今降りるところがないという現状ですので、ここら辺のへりの解消もやっぱり、何年か前に早くへりポートは確保しますとって計画も立ててお金もつけたはずなんですけど、なかなかできていない。本当に欲しいところがまだまだできておりませんので、しっかりと計画を立てて、それでいろいろ調査もしていただいて解消していただくよう、強く要望して終わります。

山西委員

手短に、私からは1点だけ御質問したいと思います。BCP（業務継続計画）についてお尋ねしたいと思います。

大規模災害時に自治体の機能をどう維持するかを事前に定めておく極めて重要な計画がありますが、まず、県内の24市町村のBCP策定状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

金井危機管理政策課長

ただいま、委員より市町村の業務継続計画、いわゆる市町村BCPの県内の策定状況といった質問でございますが、この3月1日現在、県内24市町村のうち策定済みは石井町をはじめ16市町となっております。全体の町の3分の2が策定済みという状況でございます。なお、全国との比較を申し上げますと、これは消防の調査で昨年12月1日現在なんですけれども、全国が約36%が策定済みに対し徳島は6割といったことで、高い水準にはございます。

山西委員

ただいま御報告を頂きましたが、県内の自治体においては16市町村が策定済みということは、8市町については未策定ということであろうかと思いますが、今後の見通しについて、この未策定の8市町はいつ完成するのか、見通しについてお尋ねいたします。

金井危機管理政策課長

BCPを策定してありません残りの市町村の見通しについての御質問でございますが、残り8市町のうち7市町、具体的に申しますと阿南市、吉野川市、三好市、上勝町、神山町、那賀町、つるぎ町の7市町については年度内に策定できる見込みであると聞いております。

また、残る1市、徳島市につきましても現在鋭意策定作業を進めておりまして、来年度には策定が完了するといったことを聞いております。

山西委員

この年度末、3月中にほとんどの市町村が策定できるということでございますが、今、県では家族継続計画、いわゆるFCPと言われるものですが、それから地域の継続計画、あるいは企業の継続計画、いろんな意味でこの継続計画を策定するように、いろんな形で促されているように伺っております。今年はメモリアルイヤーということで、毎月、月1遍いろんな行動を促されているような状況でありますので、私の思うに、是非率先して、まずは行政サイド、県も含めた市町村がしっかりと策定をするということでない、なかなか県民の皆様方にも示しがつかないのではないかとこのように思っております。残りの徳島市につきましても、来年度ということではありますが、とにかく私は一日でも早くしっかりと策定をしていただいて、県民の皆様方の安心のためにも、またいろんな意味で一日も早く策定するように、これは県としても促していただきたいというふうに思いますが、改めて担当課長に今後徳島市に対してどのように働きかけていくか、お答えをお願いします。

金井危機管理政策課長

委員から一日でも早く全ての市町村が策定できるように促すべきとの御質問でございますが、委員がおっしゃるとおり24市町村、県庁も含めまして大規模災害時には県市町村が具体的に行政機能を維持するというのが何より大切だと考えております。このため、徳島市が一日でも早くできますよう、これまでも市町村職員向けの研修とか助言とかを続けてまいりましたので、しっかりと今後も助言をしまして、一日でも早く24市町村の策定が完了しますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

山西委員

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

島田副委員長

2月の定例会で初質問させていただきまして、そのときにコウノトリをはじめとした生物多様性の質問をさせていただきました。知事から御答弁を頂きましたが、ちょっと詳細について何点か質問させていただきたいなと思います。

まず一つ目が、協議会が観察自粛地域を広げると、拡大させるということだったんですが、その規模がどれぐらいなのかとか、あと、鳴門といういろんな農産物をたくさん作られておりますが、広げるとなると農家の方々に影響があるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から観察自粛区域の拡大の考え方、それから農家の方の農作業を制限するのかとの御質問かと存じます。まず観察自粛区域につきましては、コウノトリが定着す

るために、特に地元でない方が観察に訪れるときに、コウノトリがいなくならないように立ち入り制限を行う区域でございます。昨年、コウノトリが来たときに、巣づくりを始めたときにも近過ぎるのではないかという話がありまして、現地で巣づくりしていた電柱から東側では200メートル離れた道路、それから西側では谷を挟んで400メートル離れた県道としておりましたが、休日はやはり県内外から多くの方が訪れておりました。その中で問題になりましたのはコウノトリをどうしても皆さんいいショットといいますか、写真を撮りたいとかそういうのもありまして、かなり近づいたりするときにカメラのレンズの光が反射したりとか、光ものにもちょっとコウノトリが敏感でして、逃げたりとかそういうものが事例として報告されておりました。

今年、いよいよ本当にもしかしたら繁殖するかもと期待ができるときでありますので、そういうときにコウノトリが巣づくりとか、これからもし卵を産んだときに、その穏やかな環境をつくるには、やはりちょっと東側が近過ぎるんじゃないかという話もありました。そこで西側と同じように400メートルぐらい離すことによってカメラの光るレンズとか反射なんかも影響しないように、半径で言えば400メートルの円を書いて、そこから前後の道路を見て400メートルは離すような形でコウノトリが落ちつける環境ということで、これにつきましては地元の現行の農家とかのような農業者の方、それから農業団体、農協とか、その皆さん方とも協議を行って、それで決めていこうというふうに調整したところでございます。

また、農家の農作業の制限についてでございますが、これにつきましては昨年鳴門コウノトリ鳥獣保護区を設定するに当たりまして、豊岡市の状況なども確認しましたし、それから現在の鳥獣保護区の設定に当たっても、農作業とかは影響を与えないであろうと、豊岡市でも農家の方が作業をしても、例えば田んぼとかをかいた後に、夜にエサを取りに来たりとか、逆に農業をされている方には本当に割と落ちついて、機械とかそういうものに対しても違和感がなかったということが昨年もありました。そもそもそういう環境を作っているのは農家の方でもありますので、今後とも農家の方々の農作業については制限などはするつもりはないということで対応していくことにしております。

島田副委員長

それと、もう一つ知事からの答弁の中で、人工巣塔を作るという答弁があったと思うんですが、実は今、正に、マウンティングとか巣づくりとかを言っておりますけれども、人工巣塔をつくるという答弁を頂いたんですが、それがいつ、どこに、これは僕は設置は誰がするのかはわからないんですけれども、その設置者は誰かというのを教えていただけますか。

小椋生活安全課長

まず、コウノトリの人工巣塔をいつ、どこに、そして誰が設置するのかとの御質問だと存じます。まずコウノトリの巣塔を建てる時期でございます。コウノトリは全国的に見ま

すと豊岡市とかも参考にしますと、早いものでは1月、遅いものでは3月から巣づくりを開始し、産卵が1月遅れて2月から4月と言われておりまして、産卵から巣立ちまでが約3か月かかるということですので、1月から7月の上旬ぐらいまでは多分何もしないほうが逆にいいということで、そこで設置を考えますと、普通遅い巣立ちの7月の初めが終わった後から次の巣づくりが新年が明けてからになるろうかと思っておりますので、年内には設置すべきではないかと考えております。

それから、設置場所につきましては現在繁殖活動をしている電柱が望ましいのか、それともこれはコウノトリの郷公園の園長さんも来られたのですが、その御意見では1回、2回、あの電柱では巣づくりさせてやったほうがいいのではないかというお話もあるので、場合によってはあの電柱の近くではなく、他にも飛来するコウノトリもあったり、冬場には東のほうでもエサを取っているようなところもあります。そういうところでの対応の設置がいいのかというような案もありますので、その点につきましてはコウノトリの郷公園の専門の方のアドバイスとか、地域の連絡協議会の皆様とも協議を重ねて、よりいい場所を設置できればと考えております。

それから、設置につきましては県のほうで予算を持っておりますが、これにつきましては設置に当たっては鳴門のコウノトリ定着推進連絡協議会の皆様と県との連携をする形で設置をしてまいりたいと考えているところでございます。

島田副委員長

今、課長からもありましたけど、実は今週の月曜日にコウノトリの郷の園長さんがわざわざ徳島県に来られて、副知事ともお会いいただきまして、コウノトリの保護に関するいろいろ施設の構成とか、組織に参加の打診とかがあったりしたとお聞きしておりますけれども、まだその内容というのが余り具体的に出ていなかったと思うんです。ちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

小椋生活安全課長

ただいま、委員からコウノトリの郷の山岸園長が副知事を訪問した際にどのような話があったかという内容であろうかと存じます。山岸園長からは、コウノトリの定着に向けて、まず初めには県、市、それから地元の定着推進連絡協議会の取組を評価いただきますとともに、園長からは天然記念物であるコウノトリの今後の保護管理に向けて、コウノトリの個体群管理に関しての様々な課題、そういうものを関係機関、行政機関であるとか、それから飼育機関ということで動物園など、そういう関係する機関が共通認識を持って解決策を協議なり実行する。具体的な組織名としましてはコウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル、通称I P P Mという、そういう団体がありまして、そこに参加をしませんかと。これ実は副知事のほうはそういう申出は有り難いので参加したいという御発言も頂いたところであります。参加をすればどういったいいことがあるかということですが、例えば誕生したヒナを今後管理していくというか、今後の育成も見守ることで、例えばヒ

ナの足輪を取りつけして個体識別ができるようになるとか、それから、万一何かの場合に、けがをした場合には保護、救護、こういう対応についてもそういう専門家の方々に御協力を頂けるということがメリットとしてあろうかと思えます。副知事からも参加したいという御発言を頂いたところでございますので、今後は加入に向けて申請等の準備なども進めていきたいと考えているところでございます。

島田副委員長

ありがとうございました。コウノトリについてはすごいマスコミも取り上げていますし、県民もかなり期待しております。

実は、阿南市で過去に、もう皆さんはお忘れかと思えますけれども、ナカちゃんといひましてアザラシが来ていました。あのときにすごく阿南市が盛り上がりまして、住民票を出したりとか、あと、河川にモニュメントを作ったり、今も道の駅にも河川にもモニュメントがあるし、もう完全な過去の人になっているんですが、あのときに実はブランド化したんですよ。もっと言うと、「ナカちゃん音頭」という歌のCDも出したり、あとお菓子、サブレとかまんじゅうとか、和菓子屋さんとかでナカちゃん何とかという、ケーキ屋さんのグループを作ったりとか、結構ナカちゃんに対する商品化ができて盛り上がり、これが経済効果も当時あって、いつまでいるかなということであって、ああいう海のものですから、やっぱりどこへ行くかわからない。潜ってしまえば見えないような状況だったんです。コウノトリの場合は、私らは実は会派で豊岡市に行きましたし、あと環境対策特別委員会でも視察に去年と今年と1回ずつ行きましたけれども、やっぱり鳥は定着して、飛んでいてよく見えるし、あと、ちゃんとした定着の準備をしたらいいと思えますので、しっかり地域の農産物のブランド化だとか、またそれに対する商品化に必ずつながります。あとまた観光資源として十分できると思えますので、その定着に向けては、兵庫県は年間1億円の予算を組んでいると。エサ代が約3,000万円で、あと施設管理とかいろいろそういったもので7,000万円ぐらいで約1億円ぐらいの予算を組んでいると聞いています。ただ、徳島県で出せというのではなくて、そういったぐらいかけているのに徳島県はそんなにかけるなくてもただで来たということですので、すごくうらやましがられていますので、しっかりコウノトリを育てていただきたいと思えます。

あともう一つ、生態系の中で生態系スポットを定めるという上で、その考え方とかを教えてくださいたいと思えます。

小椋生活安全課長

ただいま、生態系スポットを選定する考え方という御質問を頂いたかと存じます。生態系スポット設定の考え方といたしましては、まず昨年10月にとくしま生物多様性センターを設置しまして、ここは県はもちろん、野生生物、希少生物に詳しい大学とかNPOとかの皆さんで取り組んでいるところでございますが、希少野生生物のスポットとしましては、まず希少野生生物、特にコウノトリのようなはっきりわかるようなものが生息している、

その個体とその住む環境であるエリア，それから，委員からも本会議の質問でもありました伊島のような多種多様な野生生物，植物が生息しているような一定規模のエリア，例えばそういうものを一つのスポットというか，候補として，大学とか野生生物専門家による学術検証を経て，できればスポットの候補としたいと考えております。ただし，候補とするんですが，それに向けましては当然ながら勝手にしたというのではやっぱりいけないと思いますので，その生態系の保全に地域にも御理解が頂ける，そういうものなんかも併せて条件としてスポットが設定できればと考えているところでございます。

島田副委員長

是非とも生態系スポット設定に取り組んでいただけたらと思います。先ほども課長からもありましたけど，伊島のササユリも，結局行った方がお土産に持って帰るんです。それでどんどん減っていく。あそこなんか新野高校がササユリを栽培して，移植をやったりとか，そういう活動をやられていまして，設定したらそれが逆にあだになって，マニアが取りに行ったり，あとまたそんなのを販売したりとか，例えばそういうことも考えられますので，先ほど言ったボランティアの方々がいるとか，また地域と連携をして積極的に取り組んでいるところ，またこれから取り組んでもらえそうなところについて，しっかりとそういうところを選定の中に考慮していただけたらと思いますので，またよろしくお願ひします。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第4号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第70号，
議案第73号

以上で，危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この一年間終始御熱心に御審議を賜り、また委員会を通じまして議事運営に格段の御協力を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これも一重に、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、黒石危機管理部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき深く感謝の意を表すところであります。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍を頂きますよう祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

黒石危機管理部長

最終の委員会ということで、危機管理部を代表いたしまして一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま井川委員長さんから大変御丁寧な御挨拶を賜りまして、誠にありがとうございます。井川委員長さん、島田副委員長さんをはじめ委員の皆様方にはこの1年間、危機管理部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり御指導、御べんたつを賜りまして誠にありがとうございました。委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御提言、御指導をしっかりと受け止めまして、本県の防災、危機管理、くらし安全行政をより一層推進してまいりたいと考えております。今後とも御支援、御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方の今後益々の御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

した。

井川委員長

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時42分）